

## 第2回 基準認証・資格制度 WG 議事概要

日時 : 平成 17 年 2 月 14 日 ( 月 ) 15 : 30 ~ 17 : 00

場所 : 永田町合同庁舎第 1 共用会議室

出席者 :

【委員】鈴木主査、安念専門委員、大橋専門委員

【厚生労働省】健康局生活衛生課 岡部課長、中野渡課長補佐、江野課長補佐

【法務省】民事局 團藤民事第二課長、小川商事課長

【事務局】田中室長、長瀬企画官

### 1. 理容師資格・美容師資格に関する規制改革について

( 厚生労働省より説明 )

以下、質疑応答

( 大橋専門委員 )

どうもありがとうございました。2 点だけ質問があります。この法律というのは、終戦直後に議員立法、美容師法は昭和 32 年ですが、それ以前はどのような状況だったのでしょうか。例えば理容で言うと、この法ができる前は免許制度ではなく、または業務独占ではなく、自由にやっていたのでしょうか。それから 2 番目は、美容師法でも昭和 32 年と、かなりの年月が経っているわけですが、例えば理容師法は、その当時の、例えば男性の頭髪の刈り込みを前提としたものと同時に、女性は髪を結うことはあっても切ることはないという前提にたって作られた法律であると。ところが、最近の状況は全く違って、男の人が美容院でシェービングをしてもらったり、あるいは女の人が理容室でメイクのサービスをしてもらうなど 2 つの資格間の相互乗り入れのようなものが増えているという状況の中で、60 年も経った理容師法や 50 年近く経った美容師法の業務範囲を固定化して考えるというのは、非常におかしいと思うんです。つまり新しい状況に対応した新しい体制、先ほど課長がおっしゃった第 3 の資格もそうですが、そういうものを考えるべきだろうと思っているわけです。また、今の話にも関連するのですが、理容業は、こういうことはできるがこういうことはできないという、できるものとできないものを区別したりリストが欲しいんですが。厚労省として通達か何かで出していることはありますでしょうか。

( 岡部課長 )

それではお答えさせていただきます。最近「規制改革」がよく言われますので、終戦直後まではさかのぼって法体系なり法改正なりは調査しているのですが、戦前のものについては、詳細は手元にないのですが、戦前についても、誰かが自由にやっていたということではなく、ただ、それが勅令みたいなものであったり、規制のしかたが各都道府県単位であったりと、今の法体系とは若干違うかもしれませんが規制はあったという認識でございます。それから、2 つ目の話ですが、終戦直後は理容師法の中に理容師と美容師の両方の

規定がございました。昭和 32 年に 1 つの理容師法を 2 つに分けて、新しい理容師法、それから美容師法に分けました。これは、議員立法でしたので、どういう経緯であったか、少し議事録を読ませていただきました。今は一元化という意見もございしますが、1 つの法体系にあったものを分けたということですが、そのときの議員のご審議ですが、今、大橋先生のお話がございましたように、今まで 1 つの法体系であったものがしかし、美容師だから女性という、今の時代では語弊があるかもしれませんが、戦後日本はアメリカの文化から多くの影響を受けまして、パーマですとか洋髪ですとか、従来の高島田などの「髪を結う」という以外のものが出てきました。それに伴いまして、従来「はさみ」とかだけではなくて、薬を使うようになってきました。化粧品を使うようになってきましたし、パーマメントでいろいろな薬で固めていくようなことが必要になってきました。要するに、美容師として学んでいくことが理容師と分野が違ってくるようになってきました。多様化に対応するためには法体系も分けて、多様なサービスを提供する方向に向かわなければならない、だから、昭和 32 年当時のこととございますが、国会のほうでご審議をいただいて、今回のように分割したわけとございます。先ほど大橋先生がおっしゃったように、ヘアスタイルとかファッションといいますか、化粧なんかもそうですが、時代とともに変遷すると思っております。私どもが若かった頃は髪を染めるということとはなかったんですが、最近は茶髪の人が増えております。そうしますと、髪の色に対するサービスを提供する場合でも、染色といいますか、脱色したり色をつけたりというのはあまりされなかったことをするようになってきました。そうしますと、それに対応したふさわしい技術というのが必要になってきました。それから、お化粧みたいな話がありまして、これは、一年一年好みが変わっているものであります。そういったことから言いますと、確かに固定的に考えていくのはどうかというご意見もわかりますが、ただ、いつも時代に追随していくのもなかなかできないわけでありまして、やはり、一度資格を取ったら何十年もその資格で生計を立ててサービスを提供するわけです。ただ、毎年ファッションとか、ニーズに対しては対応していく。そのときにベースになりますのが、最初に養成施設で勉強した基礎的な知識とか技能、国家試験でライセンスとして付与された業務範囲、これは、2 つの資格を認めていく以上は、それぞれ独自のオリジナルのあるサービスとして位置づけていけない限りは、その業が業務独占になるとか、ましてや、「やってはいけないよ」ということができない法体系になってしまいます。毎年少しずつ変わっていくとか、あるいは、時によって様々な新しい技能が出てくるというのは、ご指摘の通りでございますが、ただ根っ子になるものはベースとしてしっかりやっていないと、サービスを受けられる方にとっても重要な問題になると思います。何をやってよくて何をやってはだめなのかについてですが、「何をやってはいけないのか」はなかなか書けないですね。時代とともにどんなことをやって欲しいのかということが。今年は言われていないことがこの先何十年、例えば髪の色を茶髪にするということは、20 年前 30 年前にやっていた人はいたかもしれませんが、あまりいかなかったですね。それが今は、ブームは少し変わりましたが、2、3 年前

は電車に乗っていると若い人はみんなそうでした。

(鈴木主査)

もう少し端的に答えていただけませんか。例えば、そこにあるような刈り上げ、顔そりというのは美容師がやっていいのですか、いけないのですか。いけないならどこに根拠があるのですか。

(岡部課長)

いけないです。これはまさに資格、先ほども申しましたように。

(鈴木主査)

法の根拠を教えてくださいたいのです。それをやってはいけないという根拠。

(岡部課長)

法体系の根拠、例えば理容師法の中に、第 1 条に定義規定で理容行為の技能規定がございまして。

(鈴木主査)

定義規定からくるわけですね。

(岡部課長)

あと、業務独占という区分、実定法的に申し上げますと理容師法の 1 条で「理容行為とは何ぞや」というのを書いてございまして、顔そりというのは第 1 条の 2 の 1 項に理容行為だと書いてございます。さらに、他の人がやってはいけない根拠というのは、第 6 条に「理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。」と。この 2 つの理由からやってはいけないということです。

(大橋専門委員)

ただそれは、第 1 条の 2 に、「等」と書いていますね。「等」というのは何を指すのか。

(岡部課長)

これは、いわゆる頭髪の刈り込み、顔そりというのは時間軸を伸ばしても理容の一番のハードコアの部分で変わらない部分であり、あとの「等」の部分は時代とともに変遷する余地のあるもの、あるいは、全部それを限定的に書き込むことができないもの。

(鈴木主査)

逆に言うと、理容師は長い髪を揃えて切ってはいけない。あるいは、髷を結ってはいけない。

(岡部課長)

結髪というのは逆に美容師法に規定されています。それぞれ違う資格としてそれぞれライセンスとして位置づけられています。したがって当然業務の範囲も違ってきます。

(安念専門委員)

それなら、理容師は化粧をしてはいけないということですね。美容師法は「等の方法により容姿を美しくすること」とありますから、当然教育課程の中でもそうですけど、両方に共通する施術というのは当然ありうるわけですよ。例えば、髪を「ある程度切る」とか。

(岡部課長)

そういう議論をし始めますと、かなり錯綜した議論になりますが、先ほど安念専門委員から「化粧」というお話がございましたけれども、「化粧」というのは、理容師の業務ではないんですね。

(安念専門委員)

いやいや、どうして。容姿を整えることであって、「等」の方法というのは限定列挙ではありませんよね。例示ですよ。

(岡部課長)

それはなぜそうなるかと言うと、美容師法を受けて美容師の業務独占規定があるからです。

(安念専門委員)

それは関係なくて、業務独占の範囲を問題にしているわけですから、業務独占があるからではありません。

(岡部課長)

美容師法をご覧くださいますと、化粧というのは、美容師法の 2 条の定義の中に、容姿を美しくするとございます。容姿を美しくする方法というのは確かにいろいろあるんですが、化粧というのが容姿を美しくすることだというのは、この法律で明らかですね。それで、さっきの理容師法と対称的に似たような規定になりますけど、美容師でなければ美容を業としてはならないですから、美容師さん以外は禁じられているわけです。

(安念専門委員)

業務独占があるということはわかりました。が、容姿を整えることと容姿を美しくすることを独占しているわけですね。

(岡部課長)

その中で具体的な手段についてまで規定されているのは少なくとも条文では明らかなわけです。あとは、「等」という枠の中が何なのかというのは、それは、もちろん法律の文言だけでは出てこないわけですが、ただ少なくとも法律の規定で書いてあることは、当然業務独占に値します。

(鈴木主査)

理容のほうは、刈り込み、それから顔そりと書いてあり、美容のほうはパーマウェーブや結髪、それから化粧と書いてありますが、パーマウェーブというのは私がいく床屋はいつもやっていますが、それはいいのですか。

(岡部課長)

パーマウェーブというのは、パーマウェーブとパーマセットという、パーマの意味が違ってきます。パーマウェーブというのは一定のヘアスタイルを美容としてやる話と、パンチパーマやアイロンパーマのように化学的な変化をすることによってヘアスタイルを恒常的に、例えば一回シャンプーをしますと普通の髪はパラッとなりますが、ある程度そのセッティングが維持できるようなものですが、そういうものについてはパンチパーマと

かアイロンパーマという形で理容師もやっています。言葉を使い分けていますが、パーマ  
ネントウェーブとパーマメントセットは、ヘアスタイルを長く使えるように化学的な薬を  
使ったり、あるいは、アイパーのようなものについては、理容師さんがやる場合も美容師  
さんがやる場合もあり得ます。

(安念専門委員)

共通する施術ってことでしょ

(岡部課長)

共通する部分がゼロだとは申しませんが、明らかに法律で明示されているものは業務独  
占があるということです。

(安念専門委員)

明らかに明示されているといっても、単に例示しているだけでしょ。

(岡部課長)

だけど、立法者のご意思としては化粧というのは美容師さんに独占させようとしているわ  
けです。

(鈴木主査)

化粧というのは何を意味するの。

(大橋専門委員)

化粧というのは一般にはファンデーションを塗ったり、口紅を塗ったりすることによ  
うです。そうすると、散髪屋に行った時に、ファンデーションみたいなものを塗ってもらいますよ  
ね。

(岡部課長)

通常理容師さんの所に行って塗られるのは、蒸しタオルで蒸して、皮膚が荒れないように  
シェービングのためのローションを塗りますが、化粧というよりも肌荒れが起きないよう  
に肌の手入れということです。

(大橋専門委員)

化粧と何が違うかよくわからないな。

(鈴木主査)

私が行っている理容所でも、この話があるから聞いたのだが、理容と美容を両方やるとい  
うことで、くるくる回る看板は取り除いたと言う。おやじさんと奥さんは理容師で、息子  
と娘がどうやら美容師であるようで。聞いてみると、最近美容のほうが人気があるのです  
ってね。

(岡部課長)

養成施設ですが、確かにバブル以降大学出身者が手に職をつけるということで美容師の新  
規資格取得者が増えているようです。

(鈴木主査)

聞いてみると、髷を結うみたいなことは自分ではできないけれども、学校で習うことはほと

んど同じであると。理容理論と美容理論のところが違うだけだと。彼女たち自身も区別がよくわからなくて、一緒にしてくれるといいのにとっていたんだが、ここにも希望者がいたということです。この問題はどうなんですか。いけないかもしれないが、美容所でもひげをそってもらったりしているし。法律を2つに分けた理由は。文句を言うてくるのは誰か。当然組合もあるだろうけど。

(岡部課長)

実際に営業されている方もおられるわけですし、それから、大部分が家族経営なわけですね。こういったサービスは日常生活に不可欠なわけで、それぞれの地域で供給される必要があるわけですね。理容師は美容師に比べて新規の取得者数は減っているんですが、現実には理容所で働いている理容師さんは昭和60年頃とほとんど変わっていない。今は美容師の数が伸びていますが、美容師さんが入ってくると需給の関係で競争が厳しくなるだろうと。ひとつは、客単価が異なっていて、理容室の平均客単価は約3000円、美容サービスの場合は、6000円ぐらいで化粧品を販売したりと付加価値を付けやすいため、将来的な展望が開けているのではないかとこの形でご希望が増えてきているのだらうと思われま。

(鈴木主査)

理容師と美容師の両方を取ろうと思ったら、また2年間学校に通わないといけなくなると言っているのですね。理容と美容の区別がつかなくなっている状況の中で、その2つを分けておく意味は何なのか。

(岡部課長)

そういった意見も拝聴しておりますが、先ほど申しましたようにファッションとかヘアに対するトレンドやニーズや関心は違っていて、だからもう一緒にいいんだという議論は私どもとしてはなかなか納得できないところでございます。

(鈴木主査)

資格的には一緒にしておいても、おのずから専門領域というものがあるから、「私はファッションのほうに強いです」ということでやっていくことになりますよね。そのへんは自分もお客もわかってるのではないのでしょうか。ほとんど境界線がはっきりしないもので両方できるのに片方はやってはいけないと決めているのに現実にはやっている。このアブノーマルな状態は好ましいことではないのではないかと。

(安念専門委員)

消費者にとって大切なことは、2つに分けていないと消費者が困るという現実があるんならいいんですけど、両業態の境界線はそれほど明確でないし、それはもう明らかに若い男性は美容のほうに髪を切りに行くなんてことは全然珍しくないことですし、そうした場合は、理容所から美容所まがいのサービスを受けたのでトラブルを受けた、あるいはその逆のトラブルを受けたという把握はあって然るべきだと思んですがその点はいかがですか。

(岡部課長)

おっしゃっているご趣旨は、理容所に行って美容まがいサービスを受ける、つまり、自分

は髭そりをしてもらいたかったのに、してくれなかつと。

(安念専門委員)

いやいや、そうではなくて、美容所に行ってシェービングしてくれと。今のご説明でははいけないんですね。ところが、美容所のシェービングだったからトラブルがあったと。こういうケースがあるのかということです。

(岡部課長)

それは、行政に届けていただければ把握できます。それから、国民生活センター。それは、あると思います。

(安念専門委員)

いやいや、ないんなら、消費者にとってはどちらでもいいということです。

(岡部課長)

だけど、つまりそれは、自分がして欲しいサービスがきちんと提供されなかつた。

(安念専門委員)

そうであるならば、2つの資格を分ける意味があるわけだけど、消費者から見てどっちでもいいなら、どっちでもいいわけですよ。だからそういうクレームがあるのかということです。

(岡部課長)

あるでしょうねえ。

(安念専門委員)

いや、「あるでしょうね」ではなくて、ないならどうだっていいわけでしょ、消費者にとって。

(鈴木主査)

時間もきましたので、今後どう進めるのか相談しながら、2月までにできるのか、できないならいつまでにできるのか、やるにはどうしたらいいのか。現実にはやっているわけだから。ということで、進めましょう。どうもありがとうございました。

## 2. 商業・法人登記の行政書士への開放について

(法務省より説明)

以下、質疑応答

(大橋専門委員)

2点ほど質問がありますが、その前に結論的に言えば、結局は、行政書士は商業・法人登記の業務を適正に行うだけの能力や知識がないからだめだとおっしゃっていると私は理解しましたが。質問の1つめは、司法書士の業務独占の意義ですね。例えば、商業登記について、弁護士というのは、これは業務独占の範囲外にあるんでしょうか。もう1つは、いわゆる法人登記は2つに分かれていて、商法に基づく株式会社等の登記と、民法に基づく設立、場合によっては特殊法人登記令というものがあつた気がするんですが、商法以外

の法律に基づく登記に法人登記は分かれると思うんですが、この2つの間には何か差があるのかなのかということです。

(團藤課長)

まずは、弁護士は、商業・法人登記の申請手続の代理をすることができます。

(大橋専門委員)

根拠は何ですか。

(團藤課長)

弁護士法上できるということです。完璧な業務独占というわけではございません。

(大橋専門委員)

そういう意味では、弁護士以外に司法書士の業務を行いうる者はありますか。

(團藤課長)

司法書士以外に商業登記、法人登記の申請手続の代理を業としてできるのは、弁護士だけです。

(小川課長)

今ご質問がございました、商業・法人登記については根拠法の知識が必要になるということですが、それらの根拠法令は、多くの場合、商業登記法などを準用して同じように記述しているということです。

(大橋専門委員)

差はあまりないと。

(小川課長)

はい、ただ、むしろ特殊な点が増えてきておまして難しくなっております。

(安念専門委員)

行政書士をして商業登記の代理をやらせることができない理由について拝聴しましたが、結局のところ、試験科目になると私には聞こえたんですが。そうすると、例えば行政書士に、出っ張りをもたせたような試験を作って商法及び商業登記法を受けさせるとか、行政書士になってから、試験とか勉強を受けることを要件として商業登記代理資格を持った行政書士を作るのであればそれは構わないということになりましょうか。

(團藤課長)

まさに、資格制度がどういうものかという根源に立ち戻る話であります。例えば、現在司法書士が一定の研修を修了し、法務大臣の認定を受けて簡易裁判所の訴訟代理が認められています。これにつきましては、それまでの司法書士の本来の業務として裁判所に提出する書面の作成が認められていますので、ある意味実績が積み重ねられているのであり全くもって門外漢ではありません。特に訴訟代理人の営みは、裁判所に提出する訴状や準備書面を作成するという部分と実際に法廷で訴訟活動を実施するという2つの部分に分けられるかと思えます。認定司法書士制度は、司法書士の持っているスペシャリティーをより活用し、国民に身近な法律専門家として、一般市民が使いやすい簡易裁判所における訴訟



代理権を一定の要件で認めようということでございます。ところが現在の行政書士ではどうかということでございますが、とっかかりになるものがないというのが私どもの見方でございます。定款の作成は誰でもできるということで、登記所に提出するための書面の作成ではございません。行政書士法上規定が限定されたのも、議員立法だったのでよくわかりませんが、察するに、弁護士法 72 条との関係を明らかにしたいということだったんだと思います。したがって、先ほどの認定司法書士の場合は、弁護士が訴訟代理として行っているかなり重要な部分について本来業務としての実績を持っていたという「とっかかり」があって、上のステージにいったわけでございます。行政書士につきましては、現状の業務で、「とっかかり」になる実績をお持ちでないですし、行政書士の試験科目を増やせばということでしたら、司法書士試験のほうを受験していただければよろしいのではないかと思います。安念専門委員のおっしゃった行政書士の認定スキームと申しますか、能力担保スキームというのは、司法書士の場合と同じようにあてはまるようなものではないと考えております。

(鈴木主査)

「とっかかり」があったというのは間違いですよ。「とっかかり」は、アンダーグラウンド的なものとして、サインとしてあったのですよ。司法書士は訴状を書いて裁判所に行く、ついて行って指示する、どういうふうに言ったらよいかを後ろからブロックサインを送って教えていた、そういう「とっかかり」はあったのですがね。それを何年前に私はやったのですが、司法書士に対して簡易裁判所の代理権を与えるという事で、日弁連と話をし、日弁連が降りたわけで、それで実現した話です。ところが、行政書士による商業登記の話を持っていったら、司法書士側は受け付けてくれないから、「とっかかり」のつけようもないわけです。行政書士の中にはやっている人もいるかもしれないし、いずれにしてもこれは「もみじ」の要望でやっているわけです。だから、裁判所で法廷代理できるような一部の実績があるないというのは間違いですよ。

(團藤課長)

お言葉を返すようで申し訳ございません。私どもの説明がつかないと思うんですが、法廷の傍聴席でのブロックサインがどうこうというのが「とっかかり」とは申しておりませんで、裁判所の提出書面を作成する業務は、もう以前から司法書士法上、司法書士の本来業務として認められているものです。

(鈴木主査)

お言葉を返すようだけれども、それでは、行政書士が商業登記に関する書類を作るのは、官庁に提出する物だから作れるわけですね。

(團藤課長)

他の法律で制限されているものは、行政書士法上できないこととされております。

(鈴木主査)

そこで奪ってしまうわけ。弁護士法みたいに。

(團藤課長)

所管外ではございますが、虚心坦懐に条文を読みますと今の行政書士法の構造がそうなっていると理解しています。

(鈴木主査)

弁護士法は本法に特別な規定がある場合でなければ弁護士の独占を奪ってはならないと書いてあるけど、行政書士法は他の法律で書いてあるものはそちらのほうだけでと書いてあるのですね。

(團藤課長)

たぶん、行政書士の業務というのは、極めて一般的な形で記述が行われておりますので、スペシャルなものはスペシャルなものとして用意されたものが行い、そして、スペシャルなもの以外については、行政書士が行うことによって国民の利便に資すると理解していません。

(鈴木主査)

わかりました。司法書士が簡易裁判所で訴訟代理をやっている事例はどのくらいありますか。

(團藤課長)

認定司法書士の数は8744名になっておりますが、裁判所での実際の活動歴は裁判所のほうに問い合わせしてみせんと私どものほうでは数字は持ち合わせておりません。

(鈴木主査)

簡単に。相当やっておるのか、そうでないのか。

(團藤課長)

かなり利用されているのではないかと思います。日本司法書士会連合会からは、所期の目的に沿って活動を始めたと自己評価をしていると聞いております。

(大橋専門委員)

この問題を考える上で、別の角度から質問させていただきたいと思っているんですがね。課長がおっしゃるように今後ますます法的関係の明確性が求められ、司法書士さんの仕事が増えてきていると思うんです。そういう状況の中で、利用者からの要求に対して現行の司法書士の数で十分対応できているのかどうかということがポイントだろうと思うんです。個人的な体験ですが、商業登記ではなく不動産登記だけど、頼んだけどなかなか来てくれない。それはどうしてかということ、私が頼んだ司法書士さんは忙しいんです。需給関係がタイトになっているという状況を、いかにしたらサービスが迅速に提供されるかということ、そういう観点から考えたら、司法書士の業務を他の資格を持っている人がやるというのも一つの方法かなと私は考えたんですが、そういう観点についてはいかがでしょうか。

(鈴木主査)

補足しますと、司法書士に対して法廷代理権を与えたというのは、弁護士のほうが「安いから応じない」という実態があった問題なのですね。日弁連とここでやりあったのですが。

その時に日弁連に、独占するなら供給義務があると私は言ったのです。それに対して供給ができないから、72条の独占にはこだわりません、というデクレーターがあって、司法書士の法廷代理というのが日の目を見たという歴史があります。やっぱり、下のほうから、入り易い所というのに対して、しかも、今までも入っていたような、例えば訴状を書いていたとかの程度のものであればよいではないかということで、垣根を少しずつ取っていきこうという動きだったのですね。ということもお考えの中に入れて今の質問にお答えください。

(團藤課長)

ご迷惑をかけた司法書士がいたのかもしれませんが。司法書士全体としてどの程度足りないのかというのは、私どものほうで調査データを持ち合わせているわけではございません。弁護士の場合には、司法制度改革審議会等で弁護士過疎の問題も議論されましたが、司法書士過疎の問題がさほど大きな議論になっているという自覚もございません。ただ、委員がおっしゃるように、司法書士の業務範囲が広がってきておりますので、国民の期待に応えるべく、質をともなった司法書士を多数養成していくということが必要なことだろうと考えております。今回お出し致しましたペーパーの7ページに、これまでの司法書士試験の合格者数の推移を掲げてございますが、これを見ていただければおわかりのように、このところ着実に合格者数が増えています。もちろん、受験者数、申請者数も増えてきていますが、それだけ国民の司法書士というものに対する期待が大きいと考えておきまして、その期待に応えるためにもやはりきちんとした能力のともなった司法書士をより多く輩出していくということに努力してまいりたいと考えております。

(鈴木主査)

いろいろな勉強が足りないみたいなことをおっしゃっていますけど、私に言わせると、司法書士だって、いろんな事を言ってこられたけれども、弁護士に比べたら、相当、程度の落ちる話でして、行政書士に対して程度が悪いというのと比べたら五十歩百歩の話ではないかと思えます。しかも、事は商業登記でしょう。普通の会社だったら会社の社員がやりますよ。司法書士にも頼まないし誰にも頼まない。そんな難しい問題では全くないわけです、定型的な。だから、商業登記の類っていうのは完全に民間委託にしると去年やって、だいたいその線に対して賛成していただいております。しかも司法書士は、希望も強かったですけど、弁護士の中に入ってしまったのだから、世の中の垣根を取るために、応分の貢献を司法書士もしなければいけない時期に来たのだと思い、行政書士にその程度のものは譲っていきなさいと。そういうことで、そのぐらいのところは司法書士もやらないと。という感じが私はするのですが。

(團藤課長)

私どもとしましては、ご回答させていただいた線に変更ございません。お言葉を返すようでございますが、別の機会の登記業務の民間開放のヒアリングの際にも申し上げましたように、必ずしも商業登記が簡単だということはありません。最近では商法を初めといたします法改正が頻繁に行われております。また、会社の組織再編といった極めて複雑

困難な事案も数多くあり、裁判所における訴訟活動のように、簡易裁判所と地方裁判所以上という明確な区分ができる分野ではないと考えてございます。また、民間開放につきましても主査からいろいろご指摘を受けまして、いろいろやり取りさせていただいた結果が答申に表れているというところでございます。私どもとしては「あの線」がここでご協議させていただいた結果だろうと認識している次第です。

(安念専門委員)

商業登記は機械的なものとは限らないというご説は全くその通りだと思います。99%は全く機械的なものだが、難しいものはものすごく難しくて誰に聞いてもわからない。マニュアルにも書いてない。小川課長に聞くしかない。そういう世界でしてね。つまりそういう意味では誰がやってもわからないから、結局誰がやってもいいというのが私の結論です。「1%」は誰がやったってわからないんです、ほんとに。登記所に聞くしかないんです。「99%」は誰がやったっていいんですよ。ということは結局誰がやっても結果は変わらないと私は思います。しかし、法務省当局のご見解はよくわかりました。

(鈴木主査)

商法は今、ずいぶん変えているから、過渡期にはわからないこともあるでしょうね。司法書士もわからないし、弁護士もわからない。だけど民法のほうはどうだということ言ったら、それは、何も変わっていないからそんなに混乱ないのではないかと思います。

(小川課長)

一つは商法の関係でございますが、今ご指摘がございましたように、まさに過渡期だと思いますが、現在会社法の法案の準備を進めておりまして、会社の構成も、今までの有限会社が株式会社の中に取り込まれますし、合同会社といった新しい領域も出てまいりますので、私も法律に関わる仕事を続けておりましたが、今最も難しいのが商法であり、会社法であり、それがおそらく引き続き 1000 条近い法律として規定されますので、会社法の知識は、十分なければ難しいだろうと。それから、民法もおそらく公益法人問題をはじめとして、これから変更が当然される場面だろうと思いますし、先ほど申しましたように、民法法人以外に中間法人ですとか NPO 法人ですとか、種々の法人ができておりまして、その実態も非常に複雑でございまして、中間法人などは株式会社のものを半分準用し、そうでない合名会社会的なものを半分準用するような非常に複雑な構成になっております。私の印象からいたしますと、この 10 年の観点では、おそらく昔の商法などと全く違うものになってきておりますので、「1%」かどうか私は疑問を持っておりますけど、ものすごく難しい事案がこれからも増えてくるだろうということは間違いのないと思います。

(鈴木主査)

過渡期にはね。要するに、今までのプラクティスがないのだから。資本金 1 円でどうだからって話になってきて。

(小川課長)

先ほど申しましたように今回非常に類型が増えます。それから、規制改革の流れだと思う

のですが、オプションを付ける、あるいは、規制を緩め、かわりに選択肢を幅広くという形になりますので、法典の中で 1000 条近い法典というのはわが国は持っていないはずですし、今後も商法の改正法がいろんな意味で最も難しい法律になることは間違いないと思われます。

(鈴木主査)

だから、その過渡期を過ぎて定着するまでの間は、登記官吏もわからなくてどうしてやっていきましょうという話になりうる。で、これからプラクティスも作っていかないといけないということが結構あると思うのですがね。

(小川課長)

私どもの悩みもそこでありまして、変わっていく会社法にどう対応するかというのは、商事課の最大の悩みでありまして。

(鈴木主査)

だから、民法法人にすればよいではないですか。ほとんど変わらないのだから。いろいろ新しいものができるのはそうかもしれないが。

(小川課長)

公益法人改革が今進められているところがございますので、現在の民法法人もおそらくここ何年か間にだいぶ様変わりするだろうとは予想されます。

(大橋専門委員)

小川課長が言った、中間法人だとか NPO 法人の登記に関して、何が何でも司法書士でなければできませんという根拠は納得できないな。商法は別にして。また議論しましょう。

(鈴木主査)

元々この資格制度というのは、弁護士法 72 条の独占という問題を解決していこう、実態に即したものにしよう、国民が不便を感じないようにしようということで数年前にやったわけですね。この流れ自体、今回要望が出てくるということは、一つの方向かと思うので、私は、垣根はできる限り取り除いていてもらいたい。という意味も含めて、司法書士は、そういう仕事が入ったのだから、当然、他人にもおおらかにというのは、世の中の道理ではないかという意味合いも含めて、ちょっと進めたいと思います。

(團藤課長)

ただ、主査がさっきおっしゃった弁護士法 72 条の問題というのは、ある意味上のほうでゼネラルにカバーをかけてしまっていると思います。それを各隣接法律専門職種が持っているスペシャリティーに即した分野について、これはもう法律事項だからということで弁護士法 72 条の範疇になるというのはいかがなものか、という問題意識をきっとお持ちだったのではないかと推測しています。

(鈴木主査)

それは当然そうですよ。

(團藤課長)

そこで根っ子にあったのが、スペシャリティーがあるというのをどう活かして、上からのゼネラルな押さえつけを任せていくかということだと思えます。そういった意味では、まさに司法書士にとっての登記というのは、司法書士の司法書士たる所以であると考えております。そういった意味で、その部分を伸ばしていただくというのも今までお取り組みいただきました弁護士法 72 条の見直しというベクトルには非常に沿うのではないかと考えておりますが、さらに司法書士が国民の皆様方の期待に応えられるだけのより高い能力になるように試験制度を含めて取り組んでまいりたいと思っております。

(鈴木主査)

弁護士のほうは司法書士を引き上げれば司法書士の能力がよくなるのと同じように、行政書士にもう少し、上等だとはあまり思いませんが、商業登記のようなものをやらせれば行政書士なりにレベルが上がっていく問題であって、そういう資格制度の流れの問題だということです。2, 3 年資格制度をやっていなかったから、次の動きは作っていないけれど、司法書士さんも喜んで、「あの時はご厄介になりました。今回は行政書士に譲ります。」と言うべき時期だと言っておいてくださいよ。

(大橋専門委員)

今日の発言はこういうことですか。登記については非常にスペシャリティーがあるんで、これは、弁護士さんを排除しなさい、司法書士に完全独占させよ、というご発言ですか。

(團藤課長)

そういう意味ではございません。72 条の兼ね合いで申し上げれば、司法書士のスペシャリティーというのは裁判所に提出する書類の作成という部分だと考えています。登記の世界は、司法書士の完全独占ということではございませんで、ただ、72 条の見直しの問題意識は、それぞれの隣接法律分野が持っている専門性を活かしていくという問題意識だったんだらうと思います。

(鈴木主査)

弁護士はやれるっていう、弁護士はおかしな資格で医者と同じで何でもやれる、レントゲンもとれば何でもやれるというのが医者なのだけ。弁護士はそれができるっていうのは、おかしな話だけ。それがいるから競合相手がいるっていう理由にはならないと思いますよ。やはりそういうものというのは、下から入ってくるものにドアを開いてあげなさいということです。そして、より高度なものに司法書士は上がっていく。こういうのが基本的な発想なのですけど。今日は時間がないので、この問題のご要望があったから取り上げたのですが、ご要望がなくても、資格制度ということで一度作った動きというものがその後どうなっているかフォローアップしてという問題でもあり、かつ新しい制度を作るという問題意識もありますので、3 月までに結論を出せるのか、もし出せない場合には引き続いてという事で、いろいろ協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。今日はどうもありがとうございました。